

APEC アーキテクト

－二国間取決めを活用した初めての外国でのアーキテクト登録について－

平成 26 年 8 月 28 日

(公財) 建築技術教育普及センター

APEC アーキテクトである藤田尚雄氏 (JP00657) が、豪国ニューサウスウェールズ州 (以下「NSW 州」) のアーキテクトとして登録された。^{※1}

二国間取決めを活用して日本の APEC アーキテクトが外国のアーキテクトとして登録した初めてのケースである。

※1 SAP と呼ばれる APEC アーキテクト向けの面接試験に合格し、NSW 州アーキテクト登録委員会に登録申請書を提出していたが、8 月 20 日の委員会で登録が承認された。藤田氏の登録は、NSW 州アーキテクト登録委員会のウェブサイトにある登録簿検索で確認可。

<https://www.architects.nsw.gov.au/>

1. NSW 州登録までの経緯

2014/4/初旬	申請書類の提出・受理
2014/6/18	SAP 受験
2014/7/3	SAP 合格
2014/7/17	NSW 州アーキテクト登録委員会にて登録申請書提出
2014/8/20	NSW 州アーキテクト登録委員会において登録承認

2. APEC アーキテクト登録者が豪国アーキテクト登録を行う場合の手続き

- ① 審査は AACA^{※2}が行なう。
- ② 申請者は必要書類 (APEC アーキテクト登録証、自国 (日本) での APEC アーキテクト登録申請時提出書類 (実務経験記載書類を含む)、自国のアーキテクト (一級建築士) 登録証等を AACA に提出。
- ③ 審査手続きは ‘Supplementary Assessment Process (SAP)’ と呼ばれ、APE^{※3}を簡素化したもの。SAP は 1 時間程度の面接試験。NCSA01 に規定する内容のうち、豪州に特有の技術的事項、法的事項、業務に関する事項、建築家の義務と責任に関する事項等についての審査を行なう。
- ④ SAP の受付は随時行われ、申請受付後一定期間以内に審査を実施。申請受付から、結果通知までは 2～3 ヶ月程度^{*}。審査結果に対する不服申し立て制度がある。
- ⑤ SAP 合格者には ‘SAP Certificate’ (SAP 証明書) が発行される。これにより豪州国内の全ての州・地域において、登録に必要な要件を満たすことが証明される。登録手続きは各州等において行う。

※2 別添の「4」参照。 ※3 別添の「3」参照。

(参考) APEC アーキテクトについては、<http://www.jaic.jp/apecarchitect-j.htm> を参照

オーストラリア（豪州）におけるアーキテクトの登録制度の概要

※ 以下の内容は、AACA の資料やホームページに掲載された事項に基づいて作成したものである。制度の詳細や、各州・地域での個別の取扱いについては、これらの組織・州等のホームページや窓口への問合せなどにより情報を得ることが望ましい。

1. 豪州でのアーキテクト登録に関する規制法・登録機関

アーキテクト登録については、豪州国内 8 つの州及び地域のアーキテクト法（Architect Act）及びこれに基づく規則（Regulation）等により規制されている。主な規定内容は以下のとおり（州・地域により違いがある）。

- ① 各州・地域ごとに、法に基づいて設立された登録委員会が登録を行なうこと
- ② アーキテクト登録の要件、アーキテクトの業務内容に関すること
（‘Architect’ の名称を用いて建築業務を行なうことについての規制。登録は毎年の更新制）
- ③ その他（アーキテクトへの懲戒処分、不服申立て、保険加入に関すること等）

2. アーキテクト登録の方法・要件

1) 初めて登録を受ける場合は、次の 3 つの段階を経て登録。

【STEP 1】学歴資格等の審査・認定。

【STEP 2】2 年間以上の実務経験の後、建築実務試験（APE）に合格。（→ 3. を参照）

【STEP 3】上記の 2 ステップをクリア後、州または地域の登録委員会で登録手続きを行なう。

2) 既に他の州等で登録済みの場合は、現登録証書等を申請書と共に提出することにより登録が可能。

3. APE（Architectural Practice Examination：建築実務試験）

APE は各州および地域の登録委員会が実施。AACA（→ 4. 参照）が策定したアーキテクトの技術・知識に関する要求基準（NCSA01）についての理解度を主に審査する。審査は以下の 3 段階で実施。

【PART1】Eligibility：適格性審査（実務経験等について記載した資料と学位証明書等の提出）

【PART2】National Examination Paper (NEP)：1 時間程度のペーパーテスト

【PART3】Examination by Interview：面接試験（業務内容と経験について審査、1 時間程度）

4. AACA（豪州アーキテクト認定協議会）

国内 8 つの州・地域の登録委員会と RAIA（王立豪州アーキテクト協会）の代表で構成される国家機関。主要な役割は以下の 3 点。

- ① 各州等のアーキテクト登録制度に関する統一基準の策定
- ② APE の企画・管理（試験実施は各州及び地域の登録委員会）
- ③ 海外で取得できる建築に関する資格の内容の審査

5. APEC アーキテクト登録者がオーストラリアのアーキテクト登録を行う場合

- ① 審査は AACA が行なう。
- ② 申請者は必要書類（APEC アーキテクト登録証、自国（日本）での APEC アーキテクト登録申請時提出書類（実務経験記載書類を含む）、自国のアーキテクト（一級建築士）登録証等を AACA に提出。
- ③ 審査手続きは‘Supplementary Assessment Process (SAP)’ と呼ばれ、APE を簡素化したもの。SAP は 1 時間程度の面接試験。NCSA01 に規定する内容のうち、豪州に特有の技術的事項、法的事項、業務に関する事項、建築家の義務と責任に関する事項等についての審査を行なう。
- ④ SAP の受付は随時行われ、申請受付後一定期間以内に審査を実施。申請受付から、結果通知までは 2～3 ヶ月程度。審査結果に対する不服申し立て制度がある。
- ⑤ SAP 合格者には‘SAP Certificate’（SAP 証明書）が発行される。これにより豪州国内の全ての州・地域において、登録に必要な要件を満たすことが証明される。登録手続きは各州等において行う。